

令和4年4月
学校法人平和学園内に
民設民営学童保育所
新規OPEN!!

学童保育



晴れハレ



ハレ(hale)はハワイ語で家という意味があります。

“帰ってくると心が晴れてあたたくなり、様々な体験を通して未来が晴々とする放課後のうち”
となるようお願いを込めた民間学童です。

★ お申込み ★

1 1月1日(月)より
1 2月1日(水)より

利用の手引き・書類配布、電話予約開始
申請受付・面談開始
※お電話にて事前予約をお願いします

当会HP↓



所在地

〒253-0031

茅ヶ崎市富士見町5-2

学校法人平和学園内

◎ 松浪小学校から
約900M
徒歩約11分

◎ 緑が浜小学校から
約400M
徒歩約5分



学童保育「晴れハレはいわ」とは？

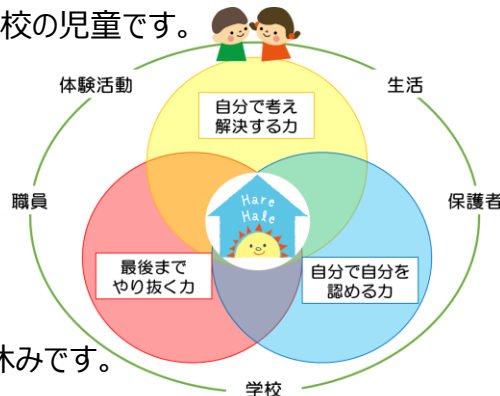
～心が晴れる、未来が晴れる、放課後のおうち～

宿題やおやつ、遊びなどの放課後の生活のサポートや季節のイベント、様々な体験活動を行う民間学童です。

「最後までやり抜く力」「自分で考え解決する力」「自分で自分を認める力」

日々の生活や体験活動を通して子どもたちの**3つの力**を育むため、子どもの気持ちを最大限尊重し、「大人の見守りは最大限、手助けは最小限」で子どもたち主体の運営を行います。

対象児童は、茅ヶ崎市立小学校の児童と学校法人平和学園小学校の児童です。



利用できる日

- ・月～金曜日 放課後～19時
- ・土曜日 8時～19時
- ・学校休業日 8時～19時

※18時～19時は延長保育料(1日300円)が発生します。

※日曜、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

利用できる児童

一度の申請で6年生まで通えます！

- ・茅ヶ崎市に在住の小学校1～6年生 ※小学校から晴れハレはいわまで一人で通うことのできる児童に限る
- ・保護者の就労により放課後の保育を必要とする児童
- ・その他保護者の特別な理由により放課後の保育を必要とする児童

利用までの流れ

必要書類を提出の上、面談を行い利用決定します。

- 必要書類
- ①利用申請書
 - ②放課後の保育を必要とする証明書類（以下表参照）
 - ③児童調査票
 - ④保育外行動に関する同意書
 - ⑤預金口座振替依頼書

種別	必要書類
就労	就労証明書(お勤めの方、育休中の方) ※発行から1か月以内のもの 確定申告の控え等のコピー(自営業)、求職活動を証明する書類(求職者)
出産	母子手帳等のコピー
疾病	診断書 ※発行から3か月以内のもの 障がい者手帳等のコピー
看護・介護	看護、介護を証明できる書類のコピー
就学	在学証明書のコピー ※在学期間の記載があるもの

詳しくは
「利用の手引き」を
ご確認ください

料金

項目	料金
育成料	15,000円/月
おやつ代	1,900円/月
延長保育料	300円/日
オプションプログラム	別途徴収

- ・育成料は学年や出席日数に関わらず一律の金額です。
- ・月の16日から利用開始する場合は、育成料とおやつ代は2分の1を相当する額となります。
- ・減免制度はありません。
- ・オプションプログラムは内容により別途徴収します。参加は任意です。

一日の流れ

学校のある日

13:30	「ただいま」 宿題タイム
15:30	おやつ あそび・プログラム
18:00	延長保育時間
19:00	「さようなら」

外遊びは、平和学園
小学校の校庭に
行きます

学校のない日・土曜日

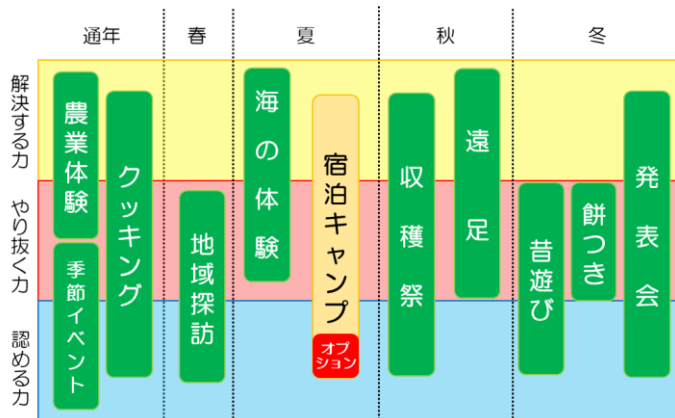
8:00	「おはよう」 あそび・勉強・プログラム
12:00	お昼ごはん あそび・プログラム
15:00	おやつ あそび・プログラム
18:00	延長保育時間
19:00	「さようなら」

晴れハレで身につく力

普段の生活と様々な体験活動で“**3つの力**”を身につけます

“3つの力”とは・・・？

- ・最後までやり抜く力「挑戦心・忍耐力」
- ・自分で考え解決する力「問題解決能力」
- ・自分で自分を認める力「自己肯定感」



オプションプログラム（予定）

書道、キャンプ、英語
野外活動、プログラミング など

※別途費用徴収、任意参加

お申込み

必要書類は、**11月1日(月)**より「晴れハレへいわ 開設準備室」にて配布いたします。

12月1日(水)より申請受付・面談を開始します。お電話にて事前予約の上、必要書類を提出してください。

【晴れハレへいわ 開設準備室】

NPO法人ちがさき学童保育の会

こどもみらい事業部内

〒253-0053

茅ヶ崎市東海岸北1-4-62NTT東日本茅ヶ崎ビル

茅ヶ崎駅南口から徒歩 5分 茅ヶ崎市立図書館手前

☎0467-40-5220

受付時間 10:00～17:00 (日祝を除く)

Q&A

1. 保護者の就労時間は利用申請に関係しますか？

→保護者の就労時間や日数は関係ありません。書類を一式そろえていただければ利用申請が可能です。

2. 公設の児童クラブと併願はできますか？

→併願可能です。ただし、「晴れハレへいわ」を専願で申請している方が優先されます。

3. 毎年申請は必要ですか？

→一度の申請で小学校卒業の年の3月末まで継続して利用することができます。

ただし、利用条件に満たしているかの確認の為、現況確認書類を毎年提出して頂く場合があります。

4. 小学校の学級閉鎖時も利用できますか？

→お子さんが健康な状態であれば、朝8時から受け入れを行います。

ただし、感染症の種類や感染者数等の状況により感染拡大の恐れがある時は受け入れできない場合がございます。※指定感染症が発生した場合はこの限りではありません。

5. 退所したい場合はどうしたらいいですか？

→やむを得ない理由により退所を希望される場合は、**退所希望月の10日までに「退所届」**を提出してください。

10日を過ぎると育成料とおやつ代が発生します。退所可能は月末のみです。

6. 育成料の支払いは何日までですか？

→育成料、延長保育料の預金口座振替日は**前月の毎月27日**です。(前払い)

口座登録手続きが完了していない場合、口座振替日において残高不足で振替不能となった場合は、払込票を送付いたしますのでコンビニエンスストアで納付してください。(振替不能時のみ手数料実費)

7. 駐車場はありますか？

→駐車場はありません。路上駐車もご遠慮ください。お車での送迎は近隣のコインパーキングをご利用ください。

お問い合わせ

NPO法人ちがさき学童保育の会
こどもみらい事業部内

その他のご質問等は
お気軽にお問い合わせ
ください。

学童保育晴れハレへいわ開設準備室

住所：茅ヶ崎市東海岸北1-4-62NTT東日本茅ヶ崎ビル

電話：0467-40-5220

受付時間：10時～17時（日祝を除く）

URL：<https://www.chigasaki-gakudo.com/>

